

概算見積書(料金参考資料) 太田市藪塚本町文化ホール カルトピア

この書類は概算見積額を算出するものです。当日の付属設備や施設の利用状況により多少実際の利用料が変動する場合があります。詳細は会館へお問い合わせ下さい。(単位:円)

2016.04

施設使用料	場所	曜日	入場料	午前(9-12)	午後(13-17)	夜間(18-22)	全日(9-22)
	ホール	平日	徴収しない	¥10,000	¥15,000	¥20,000	¥45,000
			2,000円以下	¥15,000	¥22,500	¥30,000	¥67,500
			2,001円以上	¥20,000	¥30,000	¥40,000	¥90,000
	ホール	土日祝	徴収しない	¥12,500	¥19,000	¥25,000	¥56,500
			2,000円以下	¥19,000	¥28,500	¥37,500	¥85,000
			2,001円以上	¥25,000	¥38,000	¥50,000	¥113,000
	ステージ(*注)	平日		¥4,700	¥8,000	¥10,300	¥23,000
	ステージ(*注)	土日祝		¥5,700	¥8,500	¥11,300	¥25,500
リハーサル室			¥1,500	¥2,000	¥2,000	¥5,500	
延長・繰り上げ(15分~59分)	該当区分の30%						

\*祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

付属設備使用料	No.	セット名	区別	使用料	セット内容
	1	道具セット	小	¥1,000	演台・司会台・絨毛氈・上敷・座布団・めくり
	2		大	¥3,000	金屏風
	3	反射板セット		¥3,500	音響反射板・譜面台
	4	雛壇セット	小	¥3,000	平台15枚以下
	5		大	¥6,000	平台16枚以上
	6	ピアノ(YAMAHA)	1台	¥2,000	ホールのみ
	7	ピアノ(KAWAI RX-7A)	1台	¥1,000	リハ室のみ
	8	映写セット	小	¥2,000	16mm映写機または移動式7"モニター 300インチまたは移動式スクリーン
	9		大	¥3,000	ホール固定7"モニター(DVD・VHS) 300インチスクリーン
	10		*リハ室	¥1,000	AVラック・固定または移動式7"モニター 100インチまたは移動式スクリーン
	11	照明セット	小	¥5,000	講演会・式典・ピアノ発表会(小規模)
	12		大	¥15,000	芸能発表・コンサート・ミュージカル
	13	ピンスポット		¥5,000	設置台数1台のみ
	14	音響セット	小	¥2,500	講演会・式典・ピアノ発表会(小規模)
	15		大	¥4,000	芸能発表・コンサート・ミュージカル
16	*リハ室		¥1,000	AVラック(マイク・CD・カセットなど音声)	

\*付属設備使用料は1日単位(仕込み・RH・本番に関わらず)

\*セット内容に明記のない又は明確でない内容については各セット内容に順ずる料金を適用する

【適用】 利用延長し、若しくは繰り上げて利用する部分は15分以上59分までの時間とし、利用料の30%を徴収する

【適用】 楽屋1・2についてはホールまたはステージの利用に付随する施設とする

【\*注】 [ステージ]申請の利用では、客席・ホワイエの使用はできません。

(A)施設使用料	月 日( )	月 日( )	月 日( )
ホール			
ステージ			
リハーサル室			
(A)合計			

(A)合計 →

(B)付属設備使用料	月 日( )	月 日( )	月 日( )
No.			
(B)合計			

(B)合計 →

(A)+(B) 合計			
------------	--	--	--

●文化会館使用料の減免基準

1. 太田市、太田市教育委員会、(一財)太田市文化スポーツ振興財団及び市の保育園、幼稚園、小学校中学校が保育又は教育の一環として使用するとき →100%免除
2. 市内の社会教育団体、文化協会及び所属団体が社会教育活動又は文化活動に利用するとき、市内の社会福祉関係団体が社会福祉活動等に利用するとき →50%免除
3. 市内の高等学校・大学が使用するとき →50%免除
4. その他教育委員会が適当と認めるとき →50%免除